

同時発表先：合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ
広島県政記者クラブ、島根県政記者クラブ
三次記者クラブ、江津記者クラブ

令和6年12月13日

江の川水系河川整備計画を変更

～ 水災害により強く 河川環境をより豊かに ～

中国地方整備局は、近年江の川水系において発生した浸水被害を踏まえ、住民の皆様からのご意見を反映し、江の川水系河川整備計画【大臣管理区間】を本日変更しました。

変更計画では、概ね30年間で実施する遊水地整備や堰改築などの水災害を防ぐための取組や生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた取組を位置付けました。

変更計画の取組例

治水

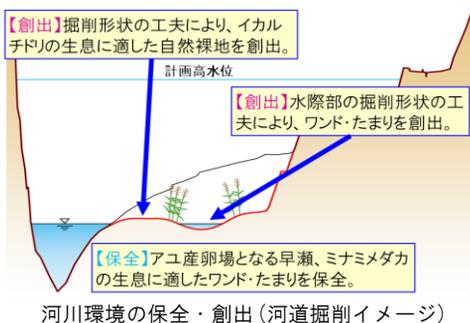


(三次市米丸地区)



(安芸高田市)

河川環境



河川環境の保全・創出(河道掘削イメージ)

利水

流況改善対策の実施

維持管理



堤防除草



油流出事故への対応

■ 変更計画の概要は、別紙をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局 TEL：(082) 221-9231 (代表)
河川部 河川計画課長 向田 清峻
課長補佐 山下 篤志

国土交通省三次河川国道事務所 TEL：(0824) 63-4121 (代表)
副所長 濱本 賢太郎
事業対策官 西尾 仁志
建設専門官 尾長 ゆかり

国土交通省浜田河川国道事務所 TEL：(0855) 22-2480 (代表)
副所長 若井 克文
専門調査官 本田 正晃



江の川水系河川整備計画
【大臣管理区間】(変更)
はこちらからご覧ください

基本事項



●対象区間

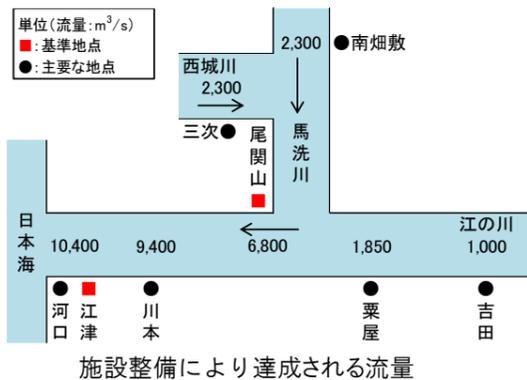
江の川水系江の川と支川のうち、大臣管理区間の192.7kmとします。

●対象期間

概ね30年間とします。※必要に応じて適宜見直します。

治水に関する主な整備の内容

江の川及び馬洗川においては昭和47年7月洪水と同規模の洪水、江の川上流部(主要な地点栗屋より上流)においては令和3年8月洪水と同規模の洪水、西城川においては昭和58年7月洪水と同規模の洪水に対して、外水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ります。



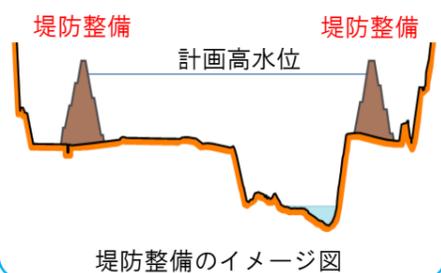
●遊水地整備



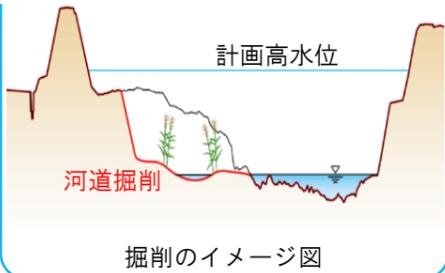
●堰改築



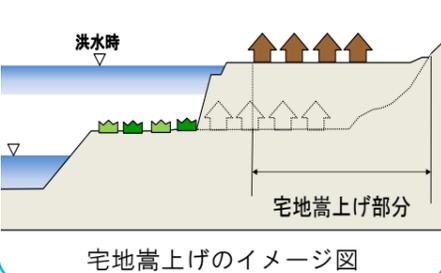
●堤防整備



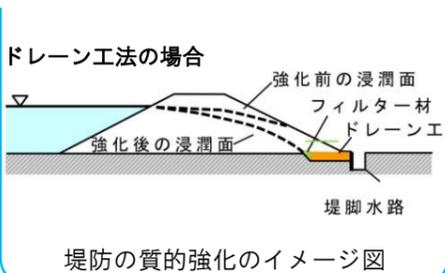
●河道掘削



●宅地嵩上げ



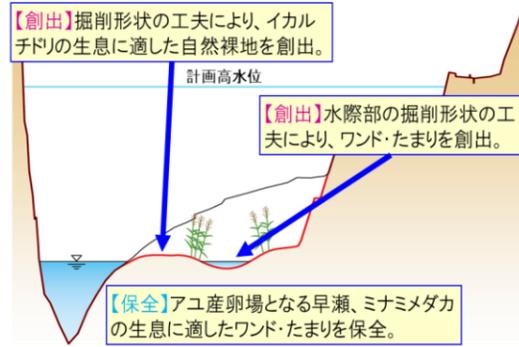
●堤防の質的強化



河川環境に関する主な整備の内容

良好な河川環境を保全・創出し、治水と環境の両立(劣化防止)を図るとともに、既に劣化傾向にある環境についても一体的な改善に努めます。

●生物の生息・生育・繁殖環境が維持できるような基盤の創出(河道掘削:イメージ)



●外来種対策



利水に関する主な整備の内容

河川整備基本方針に定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めます。

●河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するため、その流量を確保するための対策について具体的に検討を実施します。

また、流況が平滑化及び低下している三川合流部より上流の江の川本川では、土師ダムのより有効な活用が図れるように検討を行い、利水者を含む関係機関の協力を得ながら流況改善対策を実施します。

維持管理に関する主な整備の内容

河川の特性を踏まえ、DXに取り組み、関係機関や地域住民等との連携を強化しながら、安全・安心な暮らしが持続可能となるように効率的かつ効果的な維持管理を実施します。

●堤防の維持管理



●樋門の維持管理



●ダムの管理



●水質事故対策

